インターネット上の違法な情報へ の対応に関するガイドライン

平成 1 8年 1 1月 平成 2 0年 1 2月改訂 平成 2 2年 1月改訂 平成 2 2年 9月改訂 平成 2 6年 1 0月改訂 平成 2 6年 1 2月改訂 令和 7年 4月改訂

(一社)電気通信事業者協会(一社)テレコムサービス協会(一社)日本インターネットプロバイダー協会(一社)日本ケーブルテレビ連盟

改版履歴

作成年月

改版理由

平成 18 年 11 月

新規作成

平成 20 年 12 月

- ・わいせつ性の判断基準について一部追記
- ・児童ポルノに該当する場合の記述の一部を修正
- ・警察機関からの公序良俗に反する情報の対応依頼書を 追加

平成 22 年 1 月

- ・薬物関連法規の判断基準について細分化を行い明記
- ・インターネット上の違法な薬物情報に対する厚生労働 省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関からの対応 依頼を追加

平成 22 年 9 月

- ・貸金業法の改正にともない、インターネット上に掲載 されたヤミ金融業者の違法な広告の削除に関する判 断基準を追加
- ・警察機関からの違法情報の対応依頼書に「ヤミ金融業者による広告のケース」を追加

平成 26 年 10 月

・薬物関連の判断基準として、危険ドラッグに係る未 承認医薬品を追加

平成 26 年 12 月

- ・医薬品医療機器等法の改正にともない、指定薬物等である疑いがある物品の広告の削除に関する判断基準 を追加、および、都道府県知事からの違法情報の対応 依頼書を追加
- ・関連法規の改正にともなう条文箇所の修正

令和7年4月

- ・犯罪実行者の募集関係、消費者取引における表示関係、 銃刀法関係を追加
- ・リベンジポルノ画像記録の提供、性的影像記録提供等、 性的姿態等影像送信、金融商品取引法上の無登録営業 及び無登録業者等による金融商品取引業を行う旨の表 示等、ストーカー規制法におけるつきまとい等を追記

目 次

Ι		ガイドラインの目的及び範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第	1	ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1	背景	
	2	問題点	
	3	ガイドラインの目的	
第	2	ガイドラインの判断基準の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・	1
第	3	ガイドラインの対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	対象通信の範囲	
	2	対応主体の範囲	
	3	対象情報の範囲	
第	4	他のガイドラインとの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1	プロバイダ責任制限法及び関係ガイドライン	
	2	インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン	
第	5	見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
п		電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応・・・・・・・・・・	7
第	1	違法性の判断に関する考え方・・・・・・・・・・・・・・・	7
	1	わいせつ関連法規	
	2	薬物関連法規	
	3	振り込め詐欺関連法規	
	4	金融業関連法規	
	5	犯罪実行者の募集関連法規	
	6	消費者取引における表示関連法規	
	7	銃刀関連法規	
	8	その他の法規	
第	2	送信防止措置等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	1
	1	自主的な対応の要否	
	2	具体的な対応	
Ш		第三者機関による違法性の判断を経て行う違法な情報への対応・・・・・・46	3
第	1	警察機関等からの送信防止措置依頼を受けて行う対応・・・・・・・・4 6	3
	1	総論	
	2	対象とする違法な情報の範囲	
	3	送信防止措置手続	
第	2	インターネット・ホットラインセンターからの送信防止措置依頼	
		を受けて行う対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 9	9
	1	総論	

\sim	対象	しーフ	· · · · +	<i>+</i> <≠ :		ᅏᄪ
	VI 35	- a -	· -모 `+-	/ 11 = 3	ZIM (/) '	ᇑ
_	V.I. 3/V. (_ 7 '0	一年儿	'A-18-1	HX VJ.	坐げいノロ

IV	書	式	٠	•		•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	٠	٠	•	•	•	•	•	•	•	5	2
第	1	警	察	機関	月等	か	ら	の:	送	信	防	止	措	置	依	頼	•	•				•		•	•					•	•		•	•	5	2
第	2	朩	ッ	<u>-</u> ا	ライ	ン	セ	ン	タ	_	か	b	O)	送	信	防	止	措	置	依	頼	•	•	•	•			•		•	•	•	•	•	5	ć
参:	考	公	序	良作	ご谷	反	す	る	情	報	^	の	対	応	•	•	•													•			•	•	6	C
第	1	É	主	的机	交に	応	•	•		•		•	•	•	•	•	•													•			•	•	6	C
第	2	朩	ッ	<u>-</u> ا	ライ	ン	セ	ン	タ	_	及	び	警	察	機	関	か	ら	の	依	頼	を	受	け	て	行	う	対	応						6	C

I ガイドラインの目的及び範囲

第1 ガイドラインの目的

1 背景

近年におけるインターネットの急速な発達及び普及は、利用者である国民に大きな 利便性をもたらし、インターネットは国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆ る活動の基盤となる等国民生活にとって必要不可欠な存在となっている。

一方、インターネット上における児童ポルノの公然陳列、違法な出会い系サイト、規制薬物の濫用を唆す情報等の法令に違反する情報の流通が社会問題となっている。

これらの違法な情報については、発信側への対応(違法な情報の発信者の取締り等)、 受信側の対応(受信者による情報のフィルタリング等)等が行われているところである が、情報の流通の場を提供する電子掲示板の管理者やウェブサーバ(以下「サーバ」と いう。)の管理者においても、何らかの対応が可能な場合があり、その場合には適切な 対応を行うことが社会的に期待されている状況である。

電子掲示板の管理者やサーバの管理者といったデータファイルやサーバの管理権限を有する者(以下「電子掲示板の管理者等」という。)が自己の管理する電気通信設備において他人が流通させた違法な情報に対して行う対応については、技術的に違法な情報の送信防止措置が可能な場合も多く 1 、また、違法な情報に関し必要な限度で行われる送信防止措置については法的責任を問われることはない 2 ため、実際に対応が行われているところである。

2 問題点

しかしながら、電子掲示板の管理者等は、必ずしも法律の専門家を擁しているわけではなく、また、容易に相談できる状況にない場合もあるため、特定の情報の流通が法令に違反するか否かの判断に関し、法解釈及び事実認定の両面から困難が生じる場合がある。

また、電子掲示板等やサーバを個人又は小規模で管理運営している場合等、人的、物的な面において、違法な情報が流通しているか否かについて自主的な監視を行うことが難しい場合がある。

3 ガイドラインの目的

ガイドラインは、①違法な情報について、典型的な事例における規制の根拠となる法令を示した上で、可能な範囲で具体的事例における考え方を示すとともに、②第三者機関が情報の違法性を判断して電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼する手続

¹ 電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応可能性については、総務省主催の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」最終報告書(平成18年8月<

 $https://warp.\,ndl.\,go.\,jp/info:ndl\,jp/pid/286922/www.\,soumu.\,go.\,jp/menu_news/s-pid/286922/www.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,soumu.\,so$

news/2006/pdf/060825_6_1.pdf>。以下「最終報告書」という。) 7頁以下に記載されている。

² 電子掲示板の管理者等による違法な情報の送信防止措置に関する法的責任については、最終報告書 13 頁以下に記載されている。

等を整備することにより、電子掲示板の管理者等による違法な情報への送信防止措置 が促進されることを目的とするものである。

第2 ガイドラインの判断基準の位置付け

上記のとおり、電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法な情報に関して必要な限度で行う送信防止措置については法的責任を問われない。

一方、電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法な情報ではない情報について 誤って送信防止措置を行った場合における法的責任については裁判手続によって判断 されるものである。よって、電子掲示板の管理者等がガイドラインに定める手続に従っ て送信防止措置を行ったからといって、当然に法的責任が生じないことにはならない ことに留意すべきである。

ガイドラインは、電子掲示板の管理者等が違法な情報について送信防止措置を行う際の判断の一助として利用されることを念頭に作成するものである。

第3 ガイドラインの対象

1 対象通信の範囲

インターネット上における流通が法令に違反する違法な情報には様々な種類があるが、①特に、電子掲示板、ウェブサイト等の不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」という。)第2条第1号に規定する特定電気通信)による違法な情報の流通が大きな社会問題となっていること、②特定電気通信以外の電子メールその他の特定人間の通信については、電気通信事業法上の通信の秘密保護の規定³により、情報の流通を媒介する電気通信事業者等がその内容を知得することができないことから、ガイドラインでは、電子掲示板、ウェブサイト等の特定電気通信による情報の流通を対象とする。

2 対応主体の範囲

特定電気通信による違法な情報の流通について送信防止措置を行うことができる者は、特定電気通信の用に供される電気通信設備(プロバイダ責任制限法第2条第2号に規定する特定電気通信設備)を他人の通信の用に供する者(電子掲示板の管理者等)である⁴。

³ 電気通信事業法(昭和59 年法律第86号)第4条第1項により、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密はこれを侵してはならない。」とされている。

⁴ 他人が管理するサーバにインターネットアクセスを提供しているだけのプロバイダ(以下「アクセスプロバイダ」という。)においては、通常、当該サーバ内へのアクセスがサーバ管理者により制御されており、当該サーバ内の情報に手を加えること自体が不可能である。また、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第6条により、プロバイダはインターネットアクセスの提供について不当な差別的取扱いをしてはならず、特定のサーバに蔵置されている適法な情報を含むすべての情報についてアクセスを停止することができる場合は相当程度限定されるものと考えられる。したがって、アクセスプロバイダについては、特定の情報が当該サーバ内に蔵置されていることは認識できても、当該サーバ内に他にどのような情報が蔵置されているか知ることができず、当該サーバに対するアクセスを停止した場合には、適法な情報

よって、ガイドラインにおける違法な情報への対応主体は、電子掲示板の管理者等と する。

3 対象情報の範囲

特定電気通信による情報の流通が法令に違反する場合、すなわち、電子掲示板、ウェブサイト等における流通が法令に違反する情報を対象とする。

電子掲示板、ウェブサイト等における流通により他人の権利(法律上保護される利益を含む。以下同じ。)が侵害されている場合については、プロバイダ責任制限法及びプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会⁵により策定された関係ガイドライン⁶において、流通により他人の権利を侵害する情報(以下「権利侵害情報」という。)に対する送信防止措置に関する指針が示されている。したがって、権利侵害情報に関する違法性の判断基準及び被害者からの送信防止措置依頼手続については、基本的には同関係ガイドラインを参照することとする。

情報の流通が法令に違反しない場合には、特定の情報の流通を有害と評価するか否かは受信者によって異なるものであり、違法な情報ではない情報について有害か否かの統一的な基準を設けて対応を行うことが難しいことから、ガイドラインの対象外とする。

以上より、ガイドラインにおいて対象とする情報は、「インターネット上の電子掲示板、ウェブサイト等における流通が法令に違反する情報」(以下「違法な情報」という。) とすることとする。

なお、インターネット上における、違法行為を目的とした電子掲示板への書き込み、 人を自殺に誘引する情報の電子掲示板への書き込み、公共の安全や秩序に対する危険 を生じさせるおそれのある情報の流通等を契機として違法行為(窃盗、自殺幇助、爆発 物を使用した傷害等)が行われる事案が発生し、社会問題となっている。これら公序良 俗に反する情報については、電子掲示板の管理者等による自主的対応が行われている ところ、本ガイドラインの最後に、公序良俗に反する情報への対応の参考となる情報を 掲載する。

第4 他のガイドラインとの関係

1 プロバイダ責任制限法及び関係ガイドライン

プロバイダ責任制限法第3条においては、電子掲示板、ウェブサイト等において流通する権利侵害情報について、電子掲示板の管理者等がこれを放置していた場合及び誤って権利侵害情報ではない情報について送信防止措置を行った場合における損害賠償

を含むすべての情報について送信を停止することになるといった問題点もあるため、アクセスプロバイダ は本ガイドラインの対象としないこととする。

⁵ プロバイダ責任制限法の制定を受けて、電子掲示板やウェブサイト等における情報の流通による権利侵害に対し、適切かつ迅速に対応できるようガイドラインの作成に向けた検討を行うこと等を目的として、電気通信関連団体、権利者団体その他の関係者により平成14年2月に設置された協議会である。

⁶ プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会により策定された、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」、「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」及び「プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン」の3つをいう。

責任について、その範囲を規定している。

さらに、関係ガイドラインでは、電子掲示板、ウェブサイト等における流通が特に問題となっている名誉毀損・プライバシー侵害情報、著作権侵害情報及び商標権侵害情報について、それぞれ電子掲示板の管理者等による対応に関する行動指針が示され、個別具体的な事案において活用されている。

よって、これらの権利侵害情報に関しては、関係ガイドラインを参照して対応することが考えられる⁷。

2 インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン8

インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインは、電子掲示板における自殺の決行をほのめかす書き込みや他人に対して集団自殺を呼びかける書き込み及び自殺をほのめかす内容の電子メールの送信に関し、電子掲示板の管理者等やプロバイダが、人命保護の観点から、警察に対し、これら自殺を予告する情報を発信した者の特定に資する情報(氏名、住所等)を開示する場合における判断基準、手続等について定めたガイドラインである。

したがって、警察から、インターネット上の自殺予告者に関する情報開示を求める照会がなされた場合には、同ガイドラインを参照して対応することが考えられる⁹。

第5 見直し

本ガイドラインにおいては、違法な情報についての判断基準を例示するとともに、第 三者機関が情報の違法性を判断して電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依 頼する手続等を整備した。今後、情報通信技術の進展、実務の状況、社会的状況の変化 等に応じて、対象とする情報の範囲、情報の違法性を判断する第三者機関の追加、対応 手順の見直し等、適宜ガイドラインの見直しを検討する必要がある。

⁷ 関係ガイドラインは、いずれも(社)テレコムサービス協会のホームページ

⁽https://www.telesa.or.jp/consortium/provider/index.html) に掲載されている。

⁸ 電気通信関連 4 団体((社) 電気通信事業者協会、(社) テレコムサービス協会、(社) 日本インターネットプロバイダー協会、(社) 日本ケーブルテレビ連盟)が、警察庁及び総務省の協力を得て、平成 17 年 10 月に策定したガイドラインである。

⁹ インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインは、

⁽https://www.telesa.or.jp/vc-files/consortium/guideline_suicide_051005.pdf) に掲載されている。

Ⅱ 電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応

第1 違法性の判断に関する考え方

- 1 わいせつ関連法規
- (1) わいせつ電磁的記録記録媒体公然陳列(刑法第175条1項)

第175条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 (略)

次のすべてを満たす場合には、わいせつ電磁的記録記録媒体公然陳列罪の構成要件に該 当する情報と判断することができる。

- 〇 わいせつ性が認められること
 - 性器が確認できる画像又は映像(以下「画像等」という。)
 - ・ 性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスク(※)を容易に除去できる 画像等

ただし、性器が確認できたとしても、学術・医学目的など、見る者の好色的興味 に訴えることを目的としているものではないと認められる場合等は、この限りでは ない。

〇 公然陳列に該当すること

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

※ マスク処理が施された画像に関する裁判例

* 大阪地裁平成 11 年 3 月 19 日判決(判例タイムズ 1034 号 283 頁)

わいせつな画像の一部にマスク処理が施されていても、それが容易に除去できて、わいせつ性が顕現するものであれば、マスク処理をした画像自体のわいせつ性は、何ら否定されない。被告人が送信して記憶、蔵置させた各サンプル画像データは、画像処理ソフトにより一部にマスク処理が施されており、これをそのままパソコンの画面に再生してもわいせつ画像ということはできないが、「エフ・エル・マスク」ソフトを用いて右マスクを外せば、男女の性器や性交の場面が露骨に撮影されたわいせつな画像となる。マスクソフトの各操作は、一般的なパソコン利用者やインターネット利用者を基準とすれば、圧縮、解凍、新しいソフトのインストールの方法といった基礎的な知識があればこれを行うことができ、いずれも格別の知識や技術が要求されるものとはいえず、本件ホームページのサンプル画像にはマスク処理が施されてはいたものの、公開された本件ホームページにわざわざアクセスしてわいせつ画像を求めようとする不特定多数のインターネット利用者との関係では、容易に右マスクを除去し得たものといえるから、結局、本件ホームページ上に掲げられたマスク処理が施されたサンプル画像については、容易にわいせつ性を顕現できるものであったと認めることができる。よって、わいせつ画像の一部にマスク処理が施されていても、そ

れが容易に除去できて、わいせつ性が顕現するものであれば、マスク処理をした画像自体のわいせつ性は、何ら否定されない。

* 岡山地裁平成9年12月15日判決(判例タイムズ972号280頁、判例時報1641号158頁) エフ・エル・マスクにより処理が施されている画像データについて、インターネットでアダルトページにアクセスする者は、ほとんどがエフ・エル・マスクのソフトを持っており、このソフトを利用すれば、マスクの付け外しは、その場で、直ちに、容易にできる。画像にマスク処理が施されていても、マスクを外すことが、誰にでも、その場で、直ちに、容易にできる場合には、その画像はマスクがかけられていないものと同視することができる。被告人らがサーバコンピュータのディスクアレイに記憶、蔵置させた画像にはマスク処理が施されているが、被告人らのホームページにアクセスしてくる者のほとんどにとっては、その場で、直ちに、容易にマスクを外すことができるのであるから、マスク処理が施された画像自体がわいせつであると認めることができる。

* 東京地裁平成 11 年 3 月 29 日判決

閲覧者は容易に除去することができる覆いがかけられたわいせつ絵画が展示された場合には、その絵画が展示された時点で「陳列」されたものとして差し支えがないように、閲覧者の行為が介在して初めて閲覧が可能となる場合であっても、その行為が、陳列者の想定したものであり、かつ、閲覧者がその場で直ちに容易に実行できる性質のものである場合には、そのような絵画を展示した段階でその閲覧可能な状況を設定したということができる。被告人らは、インターネット利用者が画像処理ソフトを用いて本件画像のマスクを外して閲覧することを想定しており、使用された画像処理ソフトであるエフ・エル・マスクが、通常のインターネット利用者にとってはこれを入手することも操作することも比較的容易で、現に広く流通しており、マスク画像をダウンロードするのと接着した時点でエフ・エル・マスクを用いてマスクを外すことが可能である。

* 浦和地裁川越支部平成11年9月8日判決

ネガポジ反転処理は、本件画像の性器部分等に反対色の色を付けただけの外見上から反転部分の形状等が分かるマスク処理のうちで比較的簡単な処理方法であって、エフ・エル・マスクを使用すればもちろんのこと、ウィンドウズ 95 のアクセサリーソフトであるペイント等のソフトでさえ、その使い方次第では容易にマスクを外せること、また、およそパソコン通信を介し、アダルトもののパソコンネットワークにアクセスし、わいせつ画像データを購入してダウンロードする者の間にこれらの画像処理ソフトが広く普及していることは、現に被告人が開設・運営するパソコン通信の会員が例外なくといっていいほどジーマスクなどの画像処理ソフトを使用し、反転画像をわいせつ画像にして反転して閲覧していたことが認められることからも容易に窺い知ることができる。したがって、本件画像データにマスク処理が施されていても容易にそのマスクを外すことができる場合はその画像がマスクがかけられていないものと同視でき、本件のネガポジ反転画像はわいせつ図画であると認めることができる。

(2) 児童ポルノ10の公然陳列(児童ポルノ法11第7条第6項)

第2条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

- 2 (略)
- 3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。
 - 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
 - 二 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首)を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
 - 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

第7条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

次のすべてを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列罪の構成要件に該当する情報と判断 することができる。

- 〇 児童(18歳未満)に該当すること
 - ・ 画像等に描写されている対象者の外見(例:陰毛がない、幼児、小学生にしか見 えない)から明らかに18歳未満と認められる場合
 - ・ 画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報(対象者の年齢に関する情報等)、対象情報が掲載されているウェブサイトや電子掲示板に掲載されている他の情報(他の画像等の内容等)等から、18歳未満と認められる場合
- 〇 児童ポルノに該当すること
 - ・ 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為(性交を模して行う手 淫、口淫行為、同性愛行為等をいう。以下同じ。)に係る児童の姿態が描写されて いる画像等

¹⁰ 本ガイドラインでいう「児童ポルノ」とは実在する児童を描写したものを指し、「実在しない児童」を 描写した画像等を含まない。

¹¹ 正式名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」 という。

- ・ 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為又は 児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は 刺激するものが描写されている画像等
- ・ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位 (性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調され ているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するものが描写されている画 像等

○ 公然陳列に該当すること

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

(3) 売春防止法違反の広告等(同法第5条第3号・第6条第2項)

第2条 「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

第5条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役 又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に 立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法 により人を売春の相手方となるように誘引すること。

第6条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と 同様とする。
 - 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
 - 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に 立ちふさがり、又はつきまとうこと。
 - 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引する

と。

次のような場合は、売春目的の誘引罪又は売春周旋目的の勧誘罪の構成要件に該当する 情報と判断することができる。

・ 「Hできます、ナマ(生)、ゴム有」などの売春を窺わせる表現等とともに売春時間、 料金、連絡先(電話番号等)等が記載されている場合 (4) 出会い系サイト規制法12違反(同法第6条)

異性交際等の誘引行為(同法第6条)

- 第6条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為(以下「禁止誘引行為」という。)をしてはならない。
 - 一 児童を性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)の相手方となるように誘引すること。
 - 二 人(児童を除く。第五号において同じ。)を児童との性交等の相手方となるよう に誘引すること。
 - 三 対償を供与することを示して、児童を異性交際(性交等を除く。次号において同じ。)の相手方となるように誘引すること。
 - 四 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること
 - 五 前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は 人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

次のすべてを満たす場合には、インターネット異性紹介事業(いわゆる「出会い系サイト」) に該当すると判断することができる。

(共通の要件)

- 面識のない異性との交際を希望する者(異性交際希望者)の求めに応じて、その 者の異性交際に関する情報をインターネット上の電子掲示板等に掲載するサービス を提供していること
- 異性交際希望者の異性交際に関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること
- インターネット上の電子掲示板等に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、 その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡すること ができるようにするサービスであること
- 有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること

以上の要件を満たし、かつ、次の項目に応じて掲げるいずれかの要件を満たす場合には、 出会い系サイト規制法違反の誘引行為に該当する情報と判断することができる。

【性交等の誘引】(法第6条第1号及び第2号関係)

○ 児童を性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいい、同性愛行為を含まない)の行為の相手方となるように誘引する行為

例えば、「25歳の男です。15、16歳くらいの女の子、Hできる子いませんか?」 といった書き込み

¹² 正式名称は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」という。

○ 他人を、児童との性交等の相手方となるように誘引する行為 例えば、「14歳中学生の女の子です。助けてくれるパパ募集。ゴムありで本番○ K」といった書き込み

【対象を供与、受けることを示した上での異性交際の誘引】(法第6条第3号及び第4号関係)

O 対象を供与することを示して、児童を異性交際の相手方となるように誘引する行 為

例えば、「45歳男性。10代の女の子と会いたいです。欲しいもの買ってあげます」 といった書き込み

O 対象を受けることを示して、他人を児童との異性交際の相手方として誘引する行 為

例えば、「17歳の女子高生だよ。会って服とかカバンとか買ってくれる優しい 30歳から 40歳くらいまでの男の人いませんか」といった書き込み

【上記以外での異性交際の誘引】(法第6条第5号)

○ 児童を異性交際の相手方となるように誘引したり、他人を児童との異性交際の相手方として誘引する行為で、上記②及び③に該当しないもの

例えば、「14歳女子です。話をするだけでもいいので、会ってくれる人いませんか。細身の30歳くらいの男の人がいいです」、「40歳男。会って話を聞いてくれる女の子募集。年は13歳から16歳までで」といった書き込み

(5) リベンジポルノ画像記録の提供(リベンジポルノ防止法13第3条)

- 第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私 事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円 以下の罰金に処する。
- 2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然 と陳列した者も、同項と同様とする。
- 3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、 又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に 処する。
- 4 前三項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 5 第一項から第三項までの罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

下記①の要件を満たす情報は、当該情報をインターネット上に流通させるなどの行為 (すなわち、下記②に該当する行為)がリベンジポルノ防止法違反(私事性的画像記録 提供等)の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

① 私事性的画像記録に該当すること

下記AからCまでのいずれかに該当する画像であって、撮影対象者において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の第三者が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をした画像ではないもの。

- A 性交又は性交類似行為に係る人の姿態
- B 他人が人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- C 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位(性器 等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているもの であり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ② 第三者が撮影対象者を特定できる方法で、電気通信回線を通じて不特定若しくは多数の者に提供すること

インターネットで一般に公開することは、これに該当し得る。

-

¹³ 正式名称は、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」という。

(6)性的影像記録提供等、性的姿態等影像送信(性的姿態撮影等処罰法14第3条、第5条)

- 第3条 性的影像記録(前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部(対象性的姿態等(前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあっては、性的姿態等)の影像が記録された部分に限る。)を複写したものをいう。以下同じ。)を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
- 2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年 以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第5条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像(性的影像記録に係るものを除く。次号及び第三号において同じ。)の影像送信(電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。)をする行為
 - 二 刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為 又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な 状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送 信をする行為
 - 三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数 の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、 人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
 - 四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像(性的影像記録に係るものを除く。以下この号において同じ。)の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- 2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により 影像送信をされた影像の影像送信をした者も、同項と同様とする。
- 3 前二項の規定は、刑法第百七十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

下記①の要件を満たす情報は、当該情報をインターネット上に流通させる等の行為(すなわち、下記②に該当する行為)が性的姿態撮影等処罰法違反(性的影像記録提供等)の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

15

¹⁴ 正式名称は、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」という。

① 性的影像記録に当たること

下記A又はBの行為により生成された画像であること

- A 下記aからdまでのいずれかの行為
 - a 正当な理由がないのに、ひそかに、下記 i 又は ii に該当する姿態等(以下「性的姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為
 - i 人の性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下同じ。)又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分
 - ii 上記iのほか、わいせつな行為又は性交等(性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に陰茎を除く身体の一部若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの)がされている間における人の姿態
 - b 刑法第 176 条第 1 項各号 (不同意わいせつ罪) に掲げる行為又は事由その他 これに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは 全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象 性的姿態等を撮影する行為
 - c 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の 者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、 人の対象性的姿態等を撮影する行為
 - d 正当な理由がないのに、13 歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は 13 歳以上 16 歳未満の者を対象として、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為
 - B 不特定又は多数の者に対して行われた下記 a から d までのいずれかに該当する 行為により影像送信(電気通信回線を通じて、影像を送ること。以下同じ。)をさ れた影像を、それと知って記録する行為¹⁵
 - a 正当な理由がないのに、送信されることを知らない者の対象性的姿態等の影像(一旦記録されたものを除く。)の影像送信をする行為
 - b 刑法第 176 条第 1 項各号 (不同意わいせつ罪) に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像 (一旦記録されたものを除く。) の影像送信をする行為
 - c 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは 多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに 乗じて、人の対象性的姿態等の影像(一旦記録されたものを除く。)の影像送信 をする行為
 - d 正当な理由がないのに、13歳未満の者の性的姿態等の影像(一旦記録された

¹⁵ いわゆるライブストリーミングの方法により配信された影像を記録する行為がこれに当たる。

ものを除く。)の影像送信をし、又は 13 歳以上 16 歳未満の者が生まれた日より 5 年以上前の日に生まれた者が、当該 13 歳以上 16 歳未満の者の性的姿態等の 影像(一旦記録されたものを除く。)の影像送信をする行為

② 不特定若しくは多数の者に提供すること又は公然と陳列すること 不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されて いる場合には、これに該当すると判断し得る。

また、下記③の要件を満たす場合は、性的姿態撮影等処罰法違反(性的姿態等影像送信) の構成要件に該当すると判断することができる。

③ 不特定又は多数の者に対し、上記①Baからdまでのいずれかに該当する行為をしたこと

いわゆるライブストリーミング配信は、これに該当すると判断し得る。

2 薬物関連法規

(1)規制薬物16に係る広告

(覚醒剤取締法第20条の2)

覚醒剤に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医療関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

(麻薬及び向精神薬取締法第29条の2、第50条の18)

麻薬(向精神薬)に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する 記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をい う。以下この条において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬 関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

次の要件(①、②)をいずれも満たす場合には、規制薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

① 規制薬物該当性

- 〇「覚醒剤、大麻、MDMA」等の規制薬物名が記載されている場合
- 〇一般的に広く知られている規制薬物を指す隠語(エス、チョコ、クサ及びバツなど。) 又は絵文字が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブ サイト等に掲載されている他の情報(画像等による対象物の形状、使用方法、効用、 品質、値段等対象物に関する説明等)から規制薬物であることが明らかであると判断 できる場合

② 広告該当性

- ○覚醒剤、大麻、麻薬及び向精神薬の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために 薬物名(隠語も含む)、サービス(注射器など)、値段及び取引方法等について、不特 定又は多数の者に知られるようにしていること、かつ
- ○医薬関係者等を対象として行っているものではないこと
- 例1) S 0. 2g 1万円から P1サービス都内手渡し可 黒ネコ又は代引き090-000-000
- 例 2) 93 1 g 3,000 円 5 g 10,000 円 入金確認後、発送 ○○○○@○○○. ne. jp

¹⁶ 「規制薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬、あへん法に規定するあへん 及びけしがら並びに覚醒剤取締法に規定する覚醒剤をいう。

(2) 指定薬物に係る広告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律【医薬品医療機器 等法】

(広告の制限)

第76条の5 指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行つてはならない。

次の要件(①、②)をいずれも満たす場合には、指定薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

①指定薬物該当性

- 〇指定薬物名が記載されている場合
- 〇指定薬物の検出例のある商品名(「RUSH」、「Ash360」及び「ROUTE133」など。)が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報(画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等)から指定薬物であることが明らかであると判断できる場合

②広告該当性

〇指定薬物の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために商品名、サービス、値段 及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること、 かつ

〇医薬関係者等や指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行っているもの ではないこと

(3) 指定薬物等である疑いがある物品の広告

医薬品医療機器等法

(指定薬物等である疑いがある物品の検査及び製造等の制限)

- 第76条の6 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を発見した場合において、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又は製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者に対して、当該物品が指定薬物であるかどうか及び当該物品が指定薬物でないことが判明した場合にあつては、当該物品が指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかどうかについて、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。
- 2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の検査を受けるべきことを命ぜられた者に対し、同項の検査を受け、第四項前段、第六項(第一号に係る部分に限る。)又は第七項の規定による通知を受けるまでの間は、当該物品及びこれと同一の物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告してはならない旨を併せて命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の日、当該命令に 係る物品の名称、形状及び包装その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報 告しなければならない。

(指定薬物等である疑いがある物品の製造等の広域的な禁止)

- 第76条の6の2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による命令をしたとき又は同条第三項の規定による報告を受けたときにおいて、当該命令又は当該報告に係る命令に係る物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装その他厚生労働省令で定める事項からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をした場合において、前条第一項の検査により当該禁止に係る物品が指定薬物であることが判明したとき(同条第四項後段の規定による報告を受けた場合を含む。)又は同条第六項の規定により第二条第十五項の指定をし、若しくは同項の指定をしない旨を決定したときは、当該禁止を解除するものとする。
- 3 第一項の規定による禁止又は前項の規定による禁止の解除は、厚生労働省令で定めるところにより、官報に告示して行う。

次の要件(①、②)をいずれも満たす情報は、厚生労働大臣又は都道府県知事からの命令があった場合、当該情報をインターネット上で広告する行為(すなわち、下記②に

該当する行為)が命令(指定薬物等である疑いがある物品の広告等の広域的な禁止)違反に該当する情報であると判断することができる。

- ① 医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項に基づき、指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品として、告示により広告等を広域的に禁止された物品(広告禁止告示品)の該当性
 - その名称、形状、包装からみて広告禁止告示品と同一のものと認められる物品の 情報が記載されている場合
 - ・ 広告禁止告示品と少なくとも名称が同一であり、その形状又は包装が広告禁止 告示品と異なることが明らかでなく(情報が記載されていない又は相違が軽微で ある場合を含む。)、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト 等に掲載されている他の情報(商品種別、販売方法等)から広告禁止告示品であ ることが明らかであると判断できる場合

② 広告該当性

広告禁止告示品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために、商品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること。

(4)薬物犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆す行為

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律【麻薬特例法】

第9条 薬物犯罪(前条及びこの条の罪を除く。)、第6条の罪若しくは第7条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

次の要件(①及び③、②及び③)を満たす場合には、薬物犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆す行為に該当する情報と判断することができる。

- ① 「薬物犯罪」の実行に関するものであること 麻薬特例法第2条第2項に掲げる罪、第6条の罪(薬物犯罪収益等隠匿)又は第7条の 罪(薬物犯罪収益等収受)の実行に関するものであること
- ② 「規制薬物」の濫用に関するものであること
 - 〇「覚醒剤、大麻、MDMA」等の規制薬物名が記載されている場合
 - 〇一般的に広く知られている規制薬物を指す表現(隠語、絵文字など)が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている 関連情報(画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関す る説明等)から規制薬物であることが明らかであると判断できる場合
- ③あおり、又は唆すものであること
 - ○薬物犯罪を実行すること、あるいは、規制薬物を使用することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような刺激を与える行為であること
- 例) ●密売人から規制薬物を購入する方法や注意点の記載
 - ●規制薬物の使用・製造・栽培方法の記載
 - ●規制薬物の使用量、品質の見分け方、値段、注意点、効用の記載
 - ●規制薬物を販売する内容及びその連絡先の電話番号、メールアドレス等の記載
 - ●規制薬物の効果をうたい、「一緒に気持ちよくなりませんか」等の表現での誘引
 - ●大麻種子を例えば10粒・数千円~数万円のように販売する広告を掲載したうえ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に関連情報(それぞれの種子として生育する大麻の画像、品種、花穂の特徴、味、匂い)も併せて掲載

(5) 未承認医薬品の広告、医薬品等の虚偽・誇大広告

医薬品医療機器等法

(承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止)

- 第68条 何人も、第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の二十三第一項又は第二十三条の二十五第一項に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品であつて、まだ第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十七第一項、第二十三条の二十五第一項若しくは第二十三条の三十七第一項の承認又は第二十三条の二十三第一項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。
- 1) 医薬品医療機器等法において、医薬品該当性、医療機器該当性については①のとおりとされている。また、広告該当性については②のとおりとされている。したがって、①にあたる製品についての②の要件を満たす情報であって、製品が承認等を得ていない場合や、虚偽・誇大な表現を用いる場合、当該情報がインターネット上に流通する等の広告が行われると、医薬品医療機器等法違反(未承認医薬品等の広告、虚偽・誇大広告)の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

なお、海外の規制当局により品質等が確認された製品についても、医薬品医療機器等 法の規定に基づき、わが国において医薬品や医療機器として承認等を得ていない製品は、 未承認医薬品等である。

- ① 医薬品該当性及び医療機器該当性
 - 〇 次のいずれかを満たす場合には、医薬品に該当する(医薬品医療機器等法第2条 第1項)。
 - ア 日本薬局方に収められている物
 - イ 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であって、機械器具等でないもの
 - ウ 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物で あって、機械器具等でないもの
 - イ及びウについては、通常人の理解において、個々の製品がイ及びウの目的を有すると認められるか否かについて、成分本質(原材料)、形状及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びにホームページ上の記述等から、総合的に判断される。
 - ・ 食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いの例示(令和2年3月31日薬生監 麻発0331第9号監視指導・麻薬対策課長通知)別添1「専ら医薬品として使用され る成分本質(原材料)リスト」に掲載されている成分本質(原材料)を含むもので、人が経口的に服用するものであれば、原則医薬品に該当する。
 - ・ また、いわゆる健康食品と称するものや医薬品ではない旨の表現がなされているものであっても、通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識する場合には、 当該製品は医薬品に該当する。(最判昭和57年9月28日刑集36巻8号787頁、最判

昭和63年4月15日刑集42巻4号758頁)

- 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある 当該指定薬物に係る薬物名が記載されている場合、または当該指定薬物に係る製品名 が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に 掲載されている他の情報(画像等による対象物のパッケージ等のデザイン・形状、使 用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等)から当該指定薬物を含有することが明らかである場合には、当該製品は危険ドラッグに係る未承認医薬品に該当する。
- ・ 医療機器については、「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等(再生医療等製品を除く。)であつて、政令で定めるもの」と定義されている(医薬品医療機器等法第2条第4項)。

② 広告該当性

次の三要件をすべて満たす場合には、医薬品医療機器等法における医薬品等の広告に該当すると判断することができる(平成 10 年 9 月 29 日医薬監第 148 号厚生省医薬安全局監視指導課長通知)。

- ・顧客を誘引する(顧客の購入意欲を昂進させる)意図が明確であること。
- 特定医薬品等の商品名が明らかにされていること。
- 一般人が認知できる状態であること。

2) 未承認医薬品の広告表現の具体例

- ① 医薬品成分の含有を明暗示している場合又は既存の医薬品名を記載している場合
 - ・タミフル1箱10錠〇〇円。スイス製香港流通品。
 - ・リレンザと同じ成分配合。新型インフルエンザ対策に。
 - ・漢方版バイアグラ。(バイ●グラ等、一部を伏字にしている場合も同様)
 - ・ヨーロッパで有名な勃起不全薬、シアリス、レビトラ。
 - ・発毛剤:プロペシアのインド産ジェネリック医薬品。
- ② 医薬品的効能効果を標ぼうしている場合
 - ・医師に見放された末期ガンが完治。
 - ・認知症改善サプリメント。みるみる改善。
 - ・体に溜まった重金属などの老廃物もデトックスでドバドバ排出。
 - ・アトピー性皮膚炎に効果絶大。米国食品薬品局が認可!
 - ・とにかくやせる。劇的変化!食事制限不要でヤセ体質に。
 - ・勃起不全解消。120 分持続可能でお悩み一挙解決。
 - ・老化プロセスを遅らせ若さを保つホルモン配合サプリ。
- ③ 医薬品的用法用量を標ぼうしている場合。
 - ・使用方法:1日3回、毎食後2錠づつ。
 - ・お休み前に3錠服用下さい。

(参考)

〇 医薬品の個人輸入について

医薬品は、人の健康や身体等に直接影響するものである。このことから、その品質、有効性及び安全性について科学的なデータ等に基づいて確認がなされ、医薬品医療機器等法に基づく承認等を得た製品だけが、同法に基づく許可を得た業者により、国内流通に供されるよう、医薬品医療機器等法によって規制されている。

一般の個人が輸入(いわゆる個人輸入)することができるのは、輸入者自身が自己の個人的な使用に供する場合に限られており、個人輸入した製品を、販売、授与等することは認められていない。また、含まれる成分によっては、他法(例えば麻薬及び向精神薬取締法など)により厳格な輸入制限がある場合もある。

なお、上記本文における医薬品医療機器等法 68 条の説明のとおり、未承認医薬品については、何人も、広告することは認められず、個人輸入代行業者が行う広告についても、当該広告が上記 1) 記載の未承認医薬品の広告に該当する場合は、当該条文の適用対象となる。

- 3 振り込め詐欺関連法規
- (1)預貯金通帳等、為替取引カード等及び暗号資産交換用情報の譲渡等の勧誘・誘引 (犯罪収益移転防止法¹⁷第28条第4項、第29条第4項及び第30条第4項)
- 第28条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十五号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)との間における預貯金契約(別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下この条において「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。
- 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲 り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融 取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預 貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。
- 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。
- 第29条 他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者(以下この項において「資金移動業者」という。)との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの(以下「為替取引カード等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。
- 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引とし

-

¹⁷ 正式名称は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」という。

て行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

- 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。
- 第30条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約 (資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とす る契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又は これを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交 換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよ うに付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この 条において「暗号資産交換用情報」という。)の提供を受けた者は、一年以下の 懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引とし て行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交 換用情報の提供を受けた者も、同様とする。
- 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に暗号資産交換用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報を提供した者も、同様とする。
- 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

次のすべてを満たす場合には、預貯金通帳等の譲渡の誘引等の構成要件に該当する情報と判断することができる。

- 「通帳、口座、キャッシュカード」等の預貯金通帳等を意味する表現が記載され、 又は預貯金通帳等の画像等が掲載されていること
- 〇 「譲渡します、買います、売ります、レンタルします、レンタルしてください」等 の譲渡、譲受け等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

違反となる具体例は以下のとおりである。

・ 「架空口座販売します!全国送料無料!翌日手に入ります! 都市銀・信用金庫・ 郵便貯金あり。 常時在庫あり。 一通 30000 円(女性名義+3000 円 会社名義+ 50000 円) お申し込み詳細はお電話で!090-4402-××××」

(2)携帯電話・PHSの匿名貸与契約・無断有償譲渡業等の勧誘・誘引(携帯電話不正利 用防止法 第23条)

- 第7条 契約者は、自己が契約者となっている役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡しようとする場合には、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならない。
- 2 携帯音声通信事業者は、譲受人等につき譲渡時本人確認を行った後又は前条第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行った後でなければ、前項に規定する承諾をしてはならない。
- 第10条 通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者(以下「貸与業者」という。)は、通話可能端末設備等を有償で貸与する契約(以下「貸与契約」という。)を締結するに際しては、当該貸与契約を締結しようとする相手方(以下「貸与の相手方」という。)について、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法によるそれぞれ当該各号に定める事項(以下「貸与時本人特定事項」という。)の確認(以下「貸与時本人確認」という。)を行わずに、通話可能端末設備等を貸与の相手方に交付してはならない。
 - 一 自然人 氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあっては、総務省令で定める事項)及び生年月日
 - 二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 2 (略)
- 第 20 条 第七条第一項の規定に違反して、業として有償で通話可能端末設備等を譲渡 した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 相手方が第七条第一項の規定に違反していることの情を知って、業として有償で当該違反に係る通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とする。
- 第 21 条 自己が契約者となっていない役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人 に譲渡した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 2 相手方が通話可能端末設備等に係る役務提供契約の契約者となっていないことの 情を知って、その者から当該通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とす る。
- 3 業として第一項又は前項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下 の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 第十条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反して 通話可能端末設備等を交付した者

二、三 (略)

2 (略)

第 23 条 第二十条、第二十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項第一号の罪に当たる行為の相手方となるよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者は、五十万円以下の罰金に処する。

次のすべてを満たす場合には、通話可能な携帯電話¹⁸ (PHSを含む。以下同じ。)の匿名 貸与契約等の勧誘・誘引等の構成要件に該当する情報と判断することができる。

【共通の要件】

・ 「携帯、PHS、プリペ、飛ばし」等、通話可能な携帯電話を意味する表現、又は、 携帯電話の画像等が掲載されていること

【個別の要件】

(無断有償譲渡の勧誘・誘引:法第20条第1項関係)

- 「名義変更をせずに、足のつかない」等の携帯音声通信事業者の承諾を得ないで譲渡 することを意味する表現が記載されていること
- ・ 「高額、現金、安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- 「売ります、譲ります」等の譲渡の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

(無断有償譲受けの勧誘・誘引:法第20条第2項関係)

- ・ 「名義変更をせずに、足のつかない」等の携帯音声通信事業者の承諾を得ないことを 意味する表現が記載されていること
- ・ 「高額、現金、安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- ・ 「買います、譲って下さい」等の譲受けの相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

(他人名義の携帯電話の譲渡の勧誘・誘引:法第21条第1項関係)

- ・ 「足のつかない、他人名義」等の他人名義の携帯電話であることを意味する表現が記載されていること
- 「譲ります、売ります」等の譲渡の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

(他人名義の携帯電話の譲受けの勧誘・誘引:法第21条第2項関係)

- 「足のつかない、他人名義」等の他人名義のものであることを意味する表現が記載されていること
- 「譲って下さい、買います」等の譲受けの相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

(匿名貸与契約の誘引:法第22条第1項関係)

• 「身分確認不要、本人確認なし」等の氏名や法人の名称等を確認しないことを意味する表現が記載されていること

¹⁸ 携帯電話不正利用防止法第5条に定める通話可能端末設備等を指す。

- ・ 「高額、現金、安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- ・ 「貸します、レンタル」等の貸与を勧誘・誘引する表現が記載されていること

- 4 金融業関連法規
- (1) 貸金業法上の無登録業者による貸金業を営む旨の表示又は広告(貸金業法第11条第 2項、第47条の3第1項第2号)
- 第11条 第三条第一項の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。
- 2 第三条第一項の登録を受けない者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 貸金業を営む旨の表示又は広告をすること。
 - 二 貸金業を営む目的をもつて、貸付けの契約の締結について勧誘をすること。
- 3 貸金業者は、貸金業者登録簿に登録された営業所又は事務所以外の営業所又は事 務所を設置して貸金業を営んではならない。
- 第 47 条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第六号又は第七号に該当する 者から信用情報の提供を受けた者も、同様とする。
- 一 第四条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した 者
 - 二 第十一条第二項又は第三項の規定に違反した者

(以下 略)

貸金業の登録を受けない者(以下「無登録業者」という。)がインターネット上に貸金業を営む旨の表示又は広告をすることは、貸金業法に違反し得る。なお、この場合、無登録業者が実際に貸金業を行っているかどうかや、貸金業を行う目的があるかどうかにかかわらず、無登録業者が貸付けの表示・広告を行うこと自体が禁止されている。

また、無登録業者が、貸金業を営む目的をもって貸付けの契約の締結について勧誘を行うことは、貸金業法に違反し得る。

- ※ 例えば、無登録業者が、SNS等のインターネット上で
 - ・金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を営む旨
 - ・貸付けの契約の締結の勧誘

のいずれかの表示をしている場合には、当該表示は、無登録業者による違法な表示又は 広告に該当し得る。

- ※ 貸金業法第3条第1項の登録を受けた貸金業者は、貸付けの条件について広告するときは、貸金業者の商号、名称又は氏名(以下「貸金業者の商号等」という。)や、登録番号等を表示することが義務付けられている(貸金業法第15条第1項)。このため、SNS等のインターネット上で貸付けの条件について広告をしているにもかかわらず、貸金業者の商号等や登録番号が表示されていない場合には、無登録業者による違法な表示又は広告に該当する可能性が高いことに留意する。
- ※ 貸金業法第3条第1項の登録を受けた貸金業者かどうかは、金融庁ホームページに掲載されている「登録貸金業者検索サービス」又は登録行政庁(財務局又は都道府県)への問合せにより確認することができる。
- ※ 無登録業者による、違法な広告表示の具体例は以下のとおり。

- ・「即日融資」、「個人間融資」、「個人融資」といった、融資を行う旨を示す文言を含んでいる。
- 「キャッシングならお任せください。」
- ・「初回〇~〇円前後、利息〇割から。給料日合わせ可能。」
- 「最速〇分で着金!」
- ・表題、アカウント名等に「個人間融資」「個人融資」などの金銭の貸付けを行う旨の記載を含み、以下のような表示を行うもの。

「急な出費に対応します!」

「連絡お待ちしております。お力になれると嬉しいです。」

- (2) 金融商品取引法上の無登録営業及び無登録業者等による金融商品取引業を行う旨の表示等(金融商品取引法第29条、第31条の3の2)
- 第 29 条 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。
- 第 31 条の3の2 金融商品取引業者等(第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。)、金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業(第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務を含む。以下この条において同じ。)を行うことができる者以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 第三十六条の二第一項に規定する標識又はこれに類似する標識の掲示その他の 金融商品取引業を行う旨の表示をすること。
 - 二 金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約(第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。)の締結について勧誘をすること(第二条第八項各号に掲げる行為に該当するものを除く。)。

金融商品取引業を行うことができる者以外の者(以下「無登録業者等」)がインターネット等により、金融商品取引業に該当する行為(例えば、有価証券の売買、有価証券の売買の媒介、投資顧問契約に基づき有償で有価証券の価値等に関する助言をすること、外国為替証拠金取引、集団投資スキーム持分の募集など)を行うことは、金融商品取引法に違反し得る。

また、無登録業者等が、金融商品取引業に該当する行為を行っていない場合であっても、 インターネット等により、金融商品取引業を行う旨の表示をすること、又は、金融商品取 引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結についての勧誘をすることは、金融 商品取引法に違反し得る。

- ※ 金融商品取引法は、金融商品取引業を行うことができる者(以下「金融商品取引業者等」)がその行う金融商品取引業の内容について広告等するときは、登録番号等を表示することが義務付けられている(金融商品取引法第37条第1項)。
- ※ 金融商品取引法上の金融商品取引業者等かどうかは、金融庁ホームページ等により確認することができる。
- ※ 無登録業者等が、無償で有価証券の価値等に関する助言を提供するといった、 ー 見してそれ自体では金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引契約の締結についての勧誘に該当しないかのような広告等を行う場合であっても、当該広告等を入口として、その閲覧者を誘導した先のウェブサイトやSNS等において金融商品取引業に該当する行為の提供がなされる旨が表示され、又は当該行為に係る契約の締結についての勧誘が行われている場合には、これら一連の行為は、金融商品取引法第31条の3の2第1号又は第2号に規定する金融商品取引業を行う旨の表示等に該当し得る。

また、無登録業者等が、一見してそれ自体では金融商品取引業に該当しないかのよう

な広告等を入口として、その閲覧者を誘導した先のウェブサイトやSNS等において 金融商品取引業に該当する行為を行う場合には、これらの一連の行為は、無登録で行 う金融商品取引業に該当し得る。

- 5 犯罪実行者の募集関連法規
- (1)公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での労働者の募集(職業安定法第 63条)
- 第63条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。
 - 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。
 - 二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、 募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。

インターネット等を通じて、いわゆる「闇バイト」等の犯罪の実行者を誘引(募集)する情報の発信は、「公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的」での「労働者の募集」として、関係法令に違反し得る。

違反する疑いがある具体例は以下のとおりである。

〇 「闇バイト」、「裏バイト」、「叩き」等、違法・有害な業務であることを提示(「ホワイト案件」等、実態上、違法・有害な業務であることを示唆する文言の掲載を含む。) するとともに、「受け子」、「出し子」、「かけ子」、「運びの仕事」、「ドライバー」、「送迎」、「書類運搬」、「荷物を運ぶ仕事」等、犯罪実行者の募集を示唆する表現が記載されている場合 (2)募集情報の的確な表示(職業安定法第5条の4、特定受託事業者に係る取引の適正化 等に関する法律第12条)

(職業安定法)

- 第5条の4 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法(以下この条において「広告等」という。)により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者になろうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報(第三項において「求人等に関する情報」という。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。
- ② 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、この法律に基づく業務に関して広告等により労働者の募集に関する情報その他厚生労働省令で定める情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。
- ③ 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行 う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等 に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるところにより正確かつ最新の 内容に保つための措置を講じなければならない。

(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)

- 第12条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法(次項において「広告等」という。)により、その行う業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報(業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。
- 2 特定業務委託事業者は、広告等により前項の情報を提供するときは、正確かつ最新 の内容に保たなければならない。

労働者の募集を行う者が、インターネット等を通じて募集に関する情報を提供するときに、虚偽に当たる又は誤解を生じさせるような表示を行った場合、関係法令に違反し得る。 違反する疑いがある具体例は以下のとおりである。

〇 「雇用しようとする者の氏名又は名称、住所(所在地)、連絡先、業務内容、就業場所 及び賃金」について記載がない場合

また、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する特定 業務委託事業者が、インターネット等を通じて同条第1項に規定する特定受託事業者の募 集に関する情報を提供するときも、虚偽に当たる又は誤解を生じさせるような表示を行っ た場合、関係法令に違反し得る。

違反する疑いがある具体例は以下のとおりである。

○ 「特定受託事業者の募集を行う者の氏名又は名称、住所(所在地)、連絡先、業務の内容、業務に従事する場所及び報酬」について記載がない場合

- 6 消費者取引における表示関連法規
- (1) 不当表示(景品表示法19第5条第1号から第3号まで、第48条)
- 第5条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
 - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの
- 第48条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。
 - 一 自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき。
 - 二 自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の価格その他の 取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは 役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であ ると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき。

以下のような情報は、当該情報をインターネット上に流通させる等の行為が景品表示法 違反(同法第5条第1号、第2号又は第3号違反)の要件に該当する情報であると判断する ことができる。

(優良誤認表示)

○ 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものより も著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品

¹⁹ 正式名称は、「不当景品類及び不当表示防止法」という。

若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

(有利誤認表示)

〇 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若 しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手 方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、 一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

(内閣総理大臣が指定する不当表示)

- 内閣総理大臣が指定する不当表示としては次の7つのものがある。
 - ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示(昭和48年公正取引委員会告示第4号)
 - ② 商品の原産国に関する不当な表示(昭和48年公正取引委員会告示第34号)
 - ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示(昭和 55 年公正取引委員会告示第 13 号)
 - ④ 不動産のおとり広告に関する表示(昭和55年公正取引委員会告示第14号)
 - ⑤ おとり広告に関する表示(平成5年公正取引委員会告示第17号)
 - ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示第3号)
 - ⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示(令和5年内閣府告示)

(2) 誇大広告等(特定商取引法20第12条)

第 12 条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約又は当該役務の役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項(第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

以下のような表示(広告)は、当該表示をインターネット上に流通させる等の行為が特定 商取引法違反(同法第12条違反)の要件に該当するものと判断することができる。

(誇大広告等)

○ 通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について 広告をするときに、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若 しくは当該権利の売買契約又は当該役務の役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関す る事項等について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良 であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示

40

²⁰ 正式名称は、「特定商取引に関する法律」という。

7 銃刀関連法規

(1)拳銃等の所持罪等に当たる行為を、公然、あおり、又は唆す行為(銃刀法²¹第32条第7号)

- 第31 の3条 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等(拳銃等を除く。以下この項、第三十一条の五及び第三十一条の六において同じ。)を所持したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等及び銃砲等の合計数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。
- 2 前項の違反行為をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為 をした者は、三年以上の有期懲役に処する。
 - 一 当該違反行為に係る装薬銃砲を、当該装薬銃砲に適合する実包又は当該装薬銃砲 に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。
 - 二 当該違反行為に係る空気銃を、当該空気銃に適合する金属性弾丸と共に携帯し、 運搬し、又は保管したとき。
 - 三 当該違反行為に係るクロスボウを、当該クロスボウに適合する矢と共に携帯し、 運搬し、又は保管したとき。
- 3 次の各号に掲げる規定の違反行為(拳銃等の所持に係るものに限る。次項において 同じ。)が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたと きは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。
 - 一 第一項前段 一年以上十五年以下の懲役又は一年以上十五年以下の懲役及び五 百万円以下の罰金
 - 二 第一項後段 一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役及び七百万円以下の 罰金
 - 三 前項(第一号に係る部分に限る。) 五年以上の有期懲役又は五年以上の有期懲役 及び三千万円以下の罰金
- 4 第三十一条第三項に規定する目的で、前項各号に掲げる規定の違反行為をした者も、同項と同様とする。
- 第32条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一~六 (略)

七 第三十一条の三の罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したとき。

次の要件(①、②)をいずれも満たす情報は、当該情報を公然とインターネット上に流通させる等の行為が銃刀法違反(拳銃等の所持罪等に当たる行為を、公然、あおり、又は唆す 罪)の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

① 拳銃等の所持罪等に当たる行為に関するものであること

²¹ 正式名称は、「銃砲刀剣類所持等取締法」という。

- 〇 拳銃等を所持した罪に当たる行為又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的 で銃砲等(拳銃等を除く。)を所持した罪に当たる行為に関するものであること
- ② あおり、又は唆すものであること
 - O 人に対して、①の行為の決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えるものであること

8 その他の法規

1~7以外については、インターネット上における流通が法令に違反する情報であって、警察機関が捜査によって違法であると認めたものを本ガイドラインの対象とする。 例)

· ストーカー規制法²²におけるつきまとい等

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに 対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者等に対し以下の行為(「つきまとい 等」)を行った場合は、ストーカー規制法に違反し得る。

- ・ 拒まれたにもかかわらず、相手方が開設しているブログ、ホームページ等に連続 して書き込む、相手方のSNSのマイページにコメントを連続して書き込む等の行 為(同法第2条第1項第5号、同条第2項第2号)
- ・ 相手方の社会的評価を害し、名誉感情を害する事項をインターネット上に掲載等 する行為(同法第2条第1項第7号)
- ・ 性的羞恥心を害する画像や動画データをインターネット上に掲載等する行為(同 法第2条第1項第8号)
- いわゆるフィッシングサイトで、その記載内容が他人の著作権を侵害する情報
- 不正アクセス助長行為に該当する情報(アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供する行為)(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第5条)

-

²² 正式名称は、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」という。

第2 送信防止措置等の対応

1 自主的な対応の要否

流通により他人の権利を侵害しない情報についてはその流通を放置したことにより 民事上の責任が生じるものではないため、電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた 違法な情報を放置したことにより直ちに民事上の責任を問われることはないものと考 えられる。

違法な情報の流通を放置したことによる刑事上の責任については、裁判例等²³によれば、単に他人が流通させた違法な情報の存在を認識したが、これについて送信防止措置を行わず放置したことのみを理由として責任が認められるものではなく、電子掲示板の管理者等が、違法な情報の流通に積極的な関与をしていた場合に責任が認められるものと解される²⁴。

このように、電子掲示板の管理者等が、自己の管理する電子掲示板等やサーバにおける違法な情報の流通を防止しないと直ちに法的責任を問われるものではないため、電子掲示板の管理者等としては違法な情報の流通に対し自主的に対応を行うこととなる。

具体的には、電子掲示板の管理者等が、一般の利用者等から、違法な情報が自己の管理する電子掲示板に掲載されているとの情報提供を受けた場合や、自ら違法と思われる情報を発見した場合には、本ガイドラインに基づき情報の違法性等を判断の上、送信防止措置等の対応を行うことが考えられる。違法な情報に対する送信防止措置であれば、電子掲示板の管理者等が法的責任を問われることは一般的にはないと考えられる²⁵。

2 具体的な対応

電子掲示板の管理者等が、違法な情報の流通に対して行う対応としては、対象となる 違法な情報について送信防止措置を行うことのほか、違法な情報を流通させた発信者 を特定できる場合には発信者に対する発信中止の要求を行うことが考えられる。さら に、電子掲示板の管理者等と発信者との間に契約関係がある場合には、契約に基づく利 用停止、契約解除等の対応を行うことも考えられる。

具体的には、違法な情報に対する措置として、当該情報を発信した者に対して、

- (1) 違法な情報の発信をやめるように要求すること
- (2) 要求を繰り返し行っても、発信者が要求された措置を講じないときは、事業者が違法な情報を公衆が受信できない状態にすること(ただし、明らかに違法又は有害で、緊急性があると判断できる相当の事由がある場合、(1)の要求を行うことなく、事業者が違法な情報を公衆が受信できない状態にすること)

²³ 最高裁平成 13 年 7 月 16 日判決(原審:大阪高裁平成 11 年 8 月 26 日判決、一審:京都地裁平成 9 年 9 月 24 日判決)(刑集 55 巻 5 号 317 頁、判例時報 1762 号 150 頁、判例時報 1692 号 148 頁、判例時報 1638 号 160 頁等)、東京高裁平成 16 年 6 月 23 日判決(原審:横浜地裁平成 15 年 12 月 15 日判決)(インターネット上の誹謗中傷と責任(情報ネットワーク法学会・社団法人テレコムサービス協会編)136 頁、156 頁以下)等

²⁴ 電子掲示板等やサーバの管理者が、他人の掲載した違法な情報を放置した場合の刑事上の責任については、最終報告書 13 頁以下に記載されている。また、「インターネット上の誹謗中傷と責任」第3章 (111 頁以下) に記載されている。

²⁵ 違法な情報について送信防止措置を行った場合の法的責任については、最終報告書 19 頁参照。

(3) 発信者が違法な情報の発信を繰り返す場合、発信者の利用を停止し、又は発信者と の利用契約を解除すること等が考えられる。

Ⅲ 第三者機関による違法性の判断を受けて行う違法な情報への対応

第1 警察機関等からの送信防止措置依頼を受けて行う対応

1 総論

(1) 背景

電子掲示板の管理者等が、警察機関、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関又は都道府県薬務関係機関(以下「警察機関等」という。)の情報の違法性についての判断を経たのち違法な情報について送信防止措置を行ってほしい旨の依頼を受けて送信防止措置等の対応を行う場合には、違法な情報の発見及び情報の流通に関する違法性の判断が、適切かつ円滑に行われている状況がある。

しかし一方で、警察機関等からの送信防止措置依頼については、依頼方法が統一されていない、違法性の判断主体が明らかでない、対象情報に関する情報が不十分な場合等がありうる。

このような場合には、送信防止措置依頼を受けた電子掲示板の管理者等としても、対象情報について適切かつ迅速な対応ができないことになる。そこで、ガイドラインでは、警察機関等からの電子掲示板の管理者等に対する違法な情報の送信防止措置依頼に関して、依頼方法、違法性の判断主体、依頼内容(書式)等について整備することとする26。

(2) 法的位置付け

電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法ではない情報について誤って送信 防止措置を行った場合における法的責任については裁判手続によって判断されるもの である。よって、電子掲示板の管理者等が本ガイドラインに定める手続に従ったからと いって、当然に送信防止措置について法的責任が生じないことにはならない。

もっとも、警察機関等からなされる違法な情報の送信防止措置依頼については、取締り関連法規に関して知見を有し、具体的事例における犯罪構成要件該当性等の判断に関して経験を有する組織から、所定の手続に従って依頼されるものであり、依頼を受けた電子掲示板の管理者等においてガイドラインに示す手続等に従って違法な情報であると判断して送信防止措置を行なった場合には、当該情報の流通が法令に違反すると信じたことにつき相当の理由があり、故意又は過失がないとして責任を問われないことが期待される²⁷。²³

_

²⁶ ガイドラインに基づく警察機関等からの送信防止措置依頼は、電子掲示板の管理者等に対して対応を義務付けるものではない。なお、違法薬物は多くの健全な市民の人生を転落に追い込んでいる深刻な問題であること、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関は警察機関と並んで薬物犯罪について司法警察権を有し、実際に多くの執行実績があること、都道府県薬務関係機関は医薬品医療機器等法等の薬事関連法規に基づき、麻薬取締員や薬事監視員等により、指定薬物、未承認医薬品等の指導取締りを実施していることにより、警察機関に準ずる機関として扱うこととした。

²⁷ 電子掲示板の管理者等が他人の掲載する情報について送信防止措置を行った場合の法的責任については、最終報告書 14 頁以下においても記載されている。なお、医薬品医療機器等法においては、厚生労働大臣又は都道府県知事が、指定薬物、広告禁止告示品、未承認医薬品に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該情報の送信防止措置を講ずることを要請することができること、特定電気通信役務提供者が、これらの違法広告の情報の送信防止措置を

2 対象とする違法な情報の範囲

Ⅱ 第1の1~8までに掲げる情報を対象とする。

3 送信防止措置手続

警察機関等(厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関又は都道府県薬務関係機関については、別表に記載の「インターネット上の違法な薬物情報に対し、送信防止措置依頼を行う厚生労働省又は都道府県からの部署一覧」に限る)から送信防止措置依頼があった場合には、以下の手順で送信防止措置手続を行うこととする。

(1) 受付

ア 受付方法

電子掲示板の管理者等に、依頼元が警察機関又は厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関であることを容易かつ確実に確認できる方法により依頼されていることが重要であることから、原則として、必要な事項を記載した文書(IV 第 1 参照)の郵送又は交付を都道府県警察本部(警察庁を含む)又は警察署、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関又は都道府県薬務関係機関(以下「警察本部等」という。)から受ける方法による。

ただし、例外的に、緊急性が高い場合には、依頼文書をファックスにより受信した後に、警察本部等に対し、依頼があったことの確認を電話等により行い、確認できた場合には、事後的に依頼文書を受領することとする。

その他、依頼文書をPDF化して電子署名付きの電子メールに添付して送信した 後に、依頼文書を受領する方法等も考えられる。

イ 形式的記載事項の確認

警察本部等から受領した依頼文書につき、形式的記載事項の確認を行う。

ウ 実質的記載事項の確認

警察本部等から受領した依頼文書につき、実質的記載事項の確認を行う。

a 対象情報の特定

対象情報について、そのURL (Uniform Resource Locator) 及び電子掲示板の 管理者等が対象情報を合理的に特定することができる情報 (ファイル名、データサ イズ、具体的な書き込みの内容等) が記載され、又は、対象情報が掲載されている 画面が、対象情報を特定できる形で添付されていること等について確認する。

b 違法性の判断

警察本部等において、「対象情報の流通が特定の法令に違反する」と判断したことが、その根拠及び理由とともに、明確かつ分かりやすい形で示されていることを

講じた場合において、当該情報の発信者に生じた損害については、賠償の責めに任じないことが明記されている(同法第72条の5、第72条の6、第76条の7の2及び第76条の7の3)が、他の情報と同様に、特定電気通信役務提供者において違法性について確認することが必要で有り、違法性に疑義がある場合、厚生労働省または都道府県庁に確認することが期待される。

確認する。

具体的には、以下の情報が記載されていること。

- i) 違反する法令の名称及び該当条文(禁止規定、罰則等)
- ii)対象情報の流通が当該法令に違反していると判断した理由

c 判断者

bの「違法性の判断」が、警察本部等の組織体としての判断であることが電子掲示板の管理者等に対して示されていることを確認する。

(2) 送信防止措置

ア 電子掲示板の管理者等は、警察本部等からの依頼に基づき、対象情報が違法な情報 であると判断したときは、可能な限り速やかに送信防止措置を行うこととする。

送信防止措置は、対象情報の送信を防止するために必要な限度で行うことが求められる。

イ 電子掲示板の管理者等は、警察本部等からの依頼文書につき不明な事項等が存する場合には、依頼元の警察本部等に対して確認を求める等の適切な対応を行うこととする。

第2 インターネット・ホットラインセンターからの送信防止措置依頼を受け て行う対応

1 総論

(1) ホットラインの設置及びガイドラインの目的

インターネット上の違法な情報の流通への対応を促進するに当たっては、広くインターネット利用者から違法な情報に関する情報を集め、適切に処理する機関が必要である。

そこで、警察庁が主催する総合セキュリティ対策会議における検討の結果、平成18年6月に、国民からインターネット上の違法・有害情報に関する通報等を受け付け、対象情報の違法性・有害性を一定の基準に従って判断し、警察への通報、関係機関への情報提供、電子掲示板の管理者等に対する送信防止措置等の対応依頼等を行う機関として、インターネット・ホットラインセンター(以下「ホットラインセンター」という。)が設置されたところである²⁸。

ホットラインセンターでは、インターネットの利用者である国民から通報を受けた 違法な情報に関する情報について、一定の基準、手続等に基づき対象情報の流通に関する違法性を判断し、違法な情報と判断した場合には、電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼することとしている。

ガイドラインでは、ホットラインセンターから電子掲示板の管理者等に対する違法な情報の送信防止措置依頼に関して、送信防止措置に関する法的責任を整理するとともに、依頼方法、依頼内容(書式)等の手続について整備することとする²⁹。

(2) 法的位置付け

電子掲示板の管理者等が、他人が流通させた違法ではない情報について誤って送信 防止措置を行った場合における法的責任については裁判手続によって判断されるもの である。よって、電子掲示板の管理者等が本ガイドラインに定める手続に従ったからと いって、当然に送信防止措置について法的責任が生じないことにはならない。

もっとも、ホットラインセンターからなされる違法な情報の送信防止措置依頼については、ホットラインセンターにおいて専門的知見に基づく違法性の判断を経たのちに、適切な手続に基づいて送信防止措置の依頼がなされることから³⁰、依頼を受けた電子掲示板の管理者等において、ガイドラインに示す手続等に従って違法な情報であると判断して送信防止措置等を行った場合には、当該情報の流通が違法であると信じたことにつき相当の理由があり故意又は過失がないとして責任を問われないことが期待される。

2 対象とする違法な情報の範囲

²⁸ ホットラインの概要については、警察庁「平成17年度 総合セキュリティ対策会議報告書」 (https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/pdf17.pdf) を参照。

²⁹ なお、ガイドラインに基づくホットラインセンターからの送信防止措置依頼は、電子掲示板の管理者等に対して対応を義務付けるものではない。

³⁰ ホットラインセンターにおける情報の流通に関する違法性判断の基準、手続等については、「ホットライン運用ガイドライン」(https://www.internethotline.jp/guideline) 参照。

「ホットライン運用ガイドライン」に掲げる違法情報を対象とする。

3 送信防止措置手続

ホットラインセンターから送信防止措置依頼があった場合には、以下の手順で送信 防止措置手続を行うこととする。

(1) 受付

ア 受付方法

電子掲示板の管理者等に、依頼元がホットラインセンターであることを容易かつ確実に確認できる手続により依頼されていることが重要であることから、電子署名付きの電子メール等信頼性が確保された形で行うものとする。(IV 第2参照)

イ 形式的記載事項の確認

ホットラインセンターから受領した依頼文書につき、形式的記載事項の確認を 行う。

ウ 実質的記載事項の確認

ホットラインセンターから受領した依頼文書につき、実質的記載事項の確認を 行う。

a 対象情報の特定

対象情報について、そのURL (Uniform Resource Locator)及び電子掲示板の管理者等が対象情報を合理的に特定することができる情報(ファイル名、データサイズ、具体的な書き込みの内容等)が記載され、又は、対象情報が掲載されている画面が、対象情報を特定できる形で添付されていること等について確認する。

b 違法性の判断

ホットラインセンターにおいて、「対象情報の流通が特定の法令に違反する」 と判断したことが、その根拠及び理由とともに、明確かつ分かりやすい形で示さ れていることを確認する。

具体的には、以下の情報が記載されていること。

- i) 違反する法令の名称及び該当条文(禁止規定、罰則等)
- ii)対象情報の流通が当該法令に違反していると判断した理由

c 判断者

bの「違法性の判断」が、ホットラインセンターとしての判断であることが電子掲示板の管理者等に対して示されていることを確認する。

(2) 送信防止措置

ア 電子掲示板の管理者等は、ホットラインセンターからの依頼に基づき、対象情報 が違法な情報であると判断したときは、可能な限り速やかに送信防止措置を行う こととする。

送信防止措置は、対象情報の送信を防止するために必要な限度で行うことが求められる。

イ 電子掲示板の管理者等は、ホットラインセンターからの依頼文書につき不明な

事項等が存する場合には、依頼元のホットラインセンターに対して確認を求める 等の適切な対応を行うこととする。

Ⅳ 書式

- 第1 警察機関等からの送信防止措置依頼について
- (1) 警察機関からの違法情報の対応依頼書(児童ポルノのケース)

通知(OO. OO)第OO号 平成OO 年OO 月OO 日

[プロバイダ等] 御中

OO県警察本部OO課長(OO県OO警察署長) 印

違法情報の送信防止措置依頼書

あなたが管理する [サイト/電子掲示板/サーバ] 等に下記のとおり違法な情報が掲載されていますので、当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所		URL:		
		その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、掲示板内		
		の書き込み場所、日付、ファイル名等)		
掲載されている情報		例) 明らかに 18 歳未満と認められる少女の性交が描写され		
		た画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲		
		載。		
の違	違反する法令名等	例)児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保		
判法断情		護等に関する法律(児童ポルノ法)第7条		
の判断理由等違法情報該当	上記法令の構成要件に	例) 明らかに 18 歳未満の少女の性交が描写された画像が、		
当 等 当	該	「〇〇小学校3年女子」との書き込みとともに、不特定多数		
性	当すると判断した理由	の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載。		

問い合わせ先

担当部署〇〇県〇〇警察署〇〇〇課担当者〇〇係 警部補 〇〇〇〇電話番号〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇ファックス〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇

警察機関からの違法情報の対応依頼書(ヤミ金融業者による広告のケース)

通知(〇〇. 〇〇)第〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

[プロバイダ等] 御中

〇〇県警察本部〇〇課長(〇〇県〇〇警察署長) 印

違法情報の送信防止措置依頼書

あなたが管理する [サイト/電子掲示板/サーバ] 等に下記のとおり違法な情報が掲載されていますので、当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所		URL: その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報		例)貸付の条件についての広告に貸金業登録番号が表示されていないにも拘わらず、「キャッシングならお任せください」と掲載。
の 違 判 法	違反する法令名等	例)貸金業法第 11 条
断理由等性	上記法令の構成要件 に該当すると判断し た理由	例)貸付の条件についての広告に貸金業登録番号が表示されていないにも拘わらず、「キャッシングならお任せください」との書き込みが、不特定多数の者が閲覧可能な掲示板に掲載。

問い合わせ先

担当部署〇〇県〇〇警察署〇〇〇課担当者〇〇係 警部補 〇〇〇〇電話番号〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇ファックス〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇

(2) 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関からの違法情報の対応依頼書

通知(〇〇.〇〇)第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

[プロバイダ等] 御中

厚生労働省〇〇局〇〇課〇〇係

違法情報の送信防止措置依頼書

あなたが管理する [サイト/電子掲示板/サーバ] 等に下記のとおり違法な情報が掲載されていますので、当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所		URL:
		その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、掲示板
		内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載さ	れている情報	例) 違法薬物の売買と認められる記載が、「S 0.2g 1万円
		から P1サービス」との書き込みとともに掲載。
	該当するカテゴリー	ガイドライン「Ⅱ第1 の2薬物関連法規」に記載の案件の
		どれに該当するか下記選択肢から選択
違法		例) ■ (1) 規制薬物に係る広告違反
情		□ (2) 指定薬物に係る広告違反
対該		□ (3) 指定薬物等である疑いがある物品の広告違反
当		□(4)薬事犯罪等の実行又は規制薬物を濫用すること
の		を、あおり、又は唆す行為
判新		口(5)未承認医薬品の広告違反
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等	例) 覚せい剤取締法第20条の2
等	上記法令の構成要件に該	例) 違法薬物の売買が、「S 0.2g 1万円から P1サービ
	当すると判断した理由	ス」との書き込みとともに、不特定多数の者が閲覧可能な
		電子掲示板に掲載

問い合わせ先

担当部署厚生労働省〇〇局〇〇課担当者〇〇係〇〇〇〇電話番号〇〇-〇〇〇-〇〇〇ファックス〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇

(3) 厚生労働大臣・地方厚生局長・都道府県知事からの違法情報の対応要請書

通知(〇〇.〇〇)第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

[プロバイダ等] 御中

[厚生労働大臣 〇〇〇〇 印 /地方厚生局長 〇〇〇〇 印 /〇〇 [都/道/府/県] 知事 〇〇〇〇 印]

違法情報の送信防止措置要請書

あなたが管理する [サイト/電子掲示板/サーバ] 等に下記のとおり違法な情報が掲載されていますので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号) [第 72 条の 5 第 2 項/第 76 条の 7 の 2 第 3 項] の規定に基づき、当該情報の送信を防止する措置を講じるよう要請します。

記

掲載されている場所		URL:
		その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、掲示板
		内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載さ	れている情報	例) 指定薬物等である疑いがある物品(製品名〇〇) の広
		告
違	該当するカテゴリー	ガイドライン「Ⅱ第1 の2薬物関連法規」に記載の案件の
法		どれに該当するか下記選択肢から選択
報		□ (2) 指定薬物に係る広告違反
該当		例) ■ (3) 指定薬物等である疑いがある物品の広告違反
違法情報該当性の判断理由等		□ (5) 未承認医薬品の広告違反
判	違反する法令名等	例)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保
断理		に関する法律第76条の6の2
直	上記法令の構成要件に該	例)製品名〇〇については、広告禁止告示品と名称、包装、
寺	当すると判断した理由	形状から同一と認められる。不特定多数の者が閲覧可能な
		ウェブサイトに製品名を明らかにし、顧客を誘引する意図
		が明確である情報が掲載されており、広告に該当する。

問い合わせ先

担当部署 担当者 電話番号 ファックス

【別表1】 インターネット上の違法な薬物情報に対し送信防止措置依頼、要請を行う厚生労働省の部署一覧

│ ※対象室件 │ 住所

厚生労働省

部署名

HI/B.H	/ハハ) かんこ		电加曲 7	「ハハ田・」
厚生労働省医薬食品局監視指導·麻薬対策 課情報係	(1) ~ (4)	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1ー2ー2	03-3595-2436	03-3501-0034
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策	(5)	中央合同庁舎5号館	03-3595-2430	03-3501-0034
課薬事監視第一係	(3)			
全国麻薬取締部				
部署名	※対象案件	住所	電話番号	FAX番号
北海道厚生局麻薬取締部 調査総務課	(1) ~ (4)	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-726-3131	011-709-8063
東北厚生局麻薬取締部 調査総務課	(1) ~ (4)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	022-221-3701	022-221-3713
関東信越厚生局麻薬取締部 調査総務課	(1) ~ (4)	〒102-8309 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎	03-3512-8688	03-3512-8689
東海北陸厚生局麻薬取締部 調査総務課	(1) ~ (4)	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1	052-951-6911	052-951-6876
		名古屋合同庁舎2号館		
近畿厚生局麻薬取締部 調査総務課	(1) ~ (4)	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館	06-6949-6336	06-6949-6339

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館

〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

※対象案件(送信防止措置依頼、要請を行う厚生労働省の部署名とガイドライン「II 第1の2 薬物関連法規」に記載の対応する案件)

(1) 規制薬物に係る広告違反

中国四国厚生局麻薬取締部 調査総務課

四国厚生支局麻薬取締部 調査総務課

九州厚生局沖縄麻薬取締支所 捜査課

九州厚生局麻薬取締部 調査総務課

- (2) 指定薬物に係る広告違反 (3) 指定薬物等である疑いがある物品の広告違反

福岡第二合同庁舎

雷話番号

082-227-9011

087-811-8910

092-472-2331

098-854-2584

FAX番号

082-227-9174

087-823-8810

092-472-2336

098-834-8978

(4) 薬物犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、あおり、又は唆す行為 (5) 未承認医薬品の広告違反

 $(1) \sim (4)$

 $(1) \sim (4)$

 $(1) \sim (4)$

 $(1) \sim (4)$

【別表2】 インターネット上の違法な薬物情報に対し送信防止措置要請を行う都道府県の部署一覧

部署名	住所	電話	ファックス
北海道 保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課	〒060-0003 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5265	011-232-4108
青森県 健康福祉部 医療薬務課	〒030-8570 青森市長島 1-1-1	017-734-9289	017-734-8089
岩手県 保健福祉部 健康国保課	〒020-0023 盛岡市内丸 10番 1号	019-629-5467	019-629-5474
宮城県 保健福祉部 薬務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1	022-211-2653	022-211-2490
秋田県 健康福祉部 医務薬事課	〒010-0951 秋田市山王四丁目 1-1	018-860-1411	018-860-3883
山形県 健康福祉部 健康福祉企画課	〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1	023-630-2333	023-625-4294
福島県 保健福祉部 薬務課	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 西庁舎 7 階	024-521-7233	024-521-7992
茨城県 保健福祉部 薬務課	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6	029-301-3388	029-301-3399
栃木県 保健福祉部 薬務課	〒320-0027 宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3119	028-623-3121
群馬県 健康福祉部 薬務課	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-226-2661	027-223-7872
埼玉県 保健医療部 薬務課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	(2)(3):048-830-3633	048-830-4806
		(5):048-830-3622	
千葉県 健康福祉部 薬務課	〒260-0855 千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2619,2620	043-227-5393
東京都 福祉保健局 健康安全部 薬務課	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第一本庁舎 21 階北側	03-5320-4512	03-5388-1434
		03-5320-4515	
神奈川県 保健福祉局 生活衛生部 薬務課	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-4972	045-201-9025
		045-210-4967	
新潟県 福祉保健部 医務薬事課	〒950-8750 新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5188	025-285-5723
富山県 厚生部 くすり政策課	〒930-8501 富山市新総曲輪 1番 7号	076-444-3234	076-444-3498
石川県 健康福祉部 薬事衛生課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1441	076-225-1444
福井県 健康福祉部 医薬食品・衛生課	〒910-0005 福井市大手 3 丁目 17 番 1 号	0776-20-0347	0776-20-0640
山梨県 福祉保健部 衛生薬務課	〒400-0031 甲府市丸の内一丁目 6-1	055-223-1491	055-223-1492
長野県 健康福祉部 薬事管理課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7157	026-235-7398
岐阜県 健康福祉部 薬務水道課	〒500-8570 岐阜市薮田南 2-1-1	058-272-8285	058-271-5731
静岡県 健康福祉部 生活衛生局 薬事課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2413	054-221-2199
愛知県 健康福祉部 保健医療局 医薬安全課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	052-954-6344	052-953-7149
三重県 健康福祉部薬務感染症対策課	〒514-0006 津市広明町 13 番地	059-224-2330	059-224-2352
滋賀県 健康医療福祉部 薬務感染症対策課	〒520-0044 大津市京町四丁目 1-1	077-528-3634	077-528-4863
京都府 健康福祉部 薬務課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮/内町	075-414-4790	075-414-4792

大阪府 健康医療部 薬務課	〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22	06-6941-9078	06-6944-6701
兵庫県 健康福祉部 健康局 薬務課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号	078-362-3270	078-362-4713
奈良県 医療政策部 薬務課	〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地	0742-27-8664	0742-27-3029
和歌山県 福祉保健部 健康局 薬務課	〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1	073-441-2663	073-433-7118
鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療指導課	〒680-0011 鳥取市東町一丁目 220	0857-26-7203	0857-26-8168
島根県 健康福祉部 薬事衛生課	〒690-0887 松江市殿町 128 番地	0852-22-5260	0852-22-6041
岡山県 保健福祉部 医薬安全課	〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6	086-226-7340	086-224-2133
		086-226-7341	
広島県 健康福祉局 薬務課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	(2)(3) 082-513-3221	082-211-3006
		(5) 082-513-3222	
山口県 健康福祉部 薬務課	〒753-8501 山口市滝町1番1号	083-933-3020	083-933-3029
徳島県 保健福祉部 薬務課	〒770-0941 徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2230	088-621-2842
香川県 健康福祉部 薬務感染症対策課	〒760-8570 高松市番町 4 丁目 1-10	087-832-3301	087-861-1421
愛媛県 保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2	089-912-2390	089-912-2389
高知県 健康政策部 医事薬務課	〒780-0850 高知市丸/内1丁目2番20号	088-823-9682	088-823-9137
福岡県 保健医療介護部 薬務課	〒812-0045 福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3285	092-643-3305
佐賀県 健康福祉本部 薬務課	〒840-0041 佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7082	0952-25-7285
長崎県 福祉保健部 薬務行政室	〒850-0861 長崎市江戸町 2-13	095-895-2469	095-895-2574
熊本県 健康福祉部 薬務衛生課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号	096-333-2242	096-383-1434
大分県 福祉保健部 薬務室	〒870-0022 大分市大手町3丁目1番1号	097-506-2650	097-506-1828
宮崎県 福祉保健部 医療薬務課 薬務対策室	〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7060	0985-32-4458
鹿児島県 保健福祉部 薬務課	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 10番 1号	099-286-2804	099-286-5564
沖縄県 保健医療部 薬務疾病対策課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2215	098-866-2241

第2 ホットラインセンターからの送信防止措置依頼について 違法情報の対応依頼書

整理番号 日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称] 御中

インターネット・ホットラインセンター 連絡先 (e-mail アドレス) 担当者氏名 確認者氏名

【違法情報】の通知書兼送信防止措置依頼書

あなたが管理する [サイト/電子掲示板/サーバ] 等に下記のとおり刑事処分の対象となる違法な情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報の<u>送信を防止する措置</u>を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所		URL: その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、
掲載されている情報		掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等) 例) 明らかに 10 歳前後と認められる少女の性交が描写され た画像が「〇〇小学校3年生女子」との書き込みとともに掲 載。
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等 上記法令の構成要件に該当すると判断した理由	例)児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)第7条 例)明らかに18歳未満の少女の性交が描写された画像が、「〇〇小学校3年女子」との書き込みとともに、不特定多数の者が閲覧可能な電子掲示板に掲載。

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト (https://www.internethotline.jp/)の問い合わせフォームから行うことができます。

参考 公序良俗に反する情報への対応

第1 自主的な対応

公序良俗に反する情報については、これまでプロバイダや電子掲示板の管理者等により、契約約 款や利用規約に基づく送信防止措置や注意喚起等の自主的な対応が行われてきたところである。

もっとも、どのような情報が公序良俗に反する情報に該当するのかについての判断が困難な場合があるため、公序良俗に反する情報への該当性の判断を支援するため、電気通信事業者団体において契約約款モデル条項が策定されている。

今後、これまで契約約款等で公序良俗に反する情報への対応を明確に定めていなかったプロバイ ダ等においても、モデル条項を参考に契約約款や利用規約の整備がなされ、契約に基づく対応が行 われることが考えられる。

モデル条項については、

https://www.telesa.or.jp/vc-files/consortium/The_contract_article_model_Ver11.pdf>を参照されたい。

第2 ホットラインセンター及び警察機関からの依頼を受けて行う対応

ホットラインセンターでは、公序良俗に反する情報についても一般からの通報を受付け、ホットライン運用ガイドラインに基づき、公序良俗に反すると判断した情報について、電子掲示板の管理者等に契約に基づく対応を依頼している。また、警察機関においても、同様の基準に則り公序良俗に反すると判断した情報について、電子掲示板の管理者等に契約に基づく対応を依頼する場合がある。

ホットライン運用ガイドラインについては、<https://www.internethotline.jp/guideline>を、ホットラインセンター及び警察機関からの対応依頼の様式については次ページ以降を参照されたい27

27 最新のガイドライン及び対応依頼の様式等については、ホットラインセンターホームページ
https://www.internethotline.jp/>を参照されたい。

〈警察機関〉

公序良俗に反する情報の対応依頼書

通知(OO. OO)第OO号 平成OO年OO月OO日

「プロバイダ等 〕御中

OO県警察本部OO課長(OO県OO警察署長) 印

【公序良俗に反する情報】の通知書兼対応依頼書

あなたが管理する [サイト/電子掲示板/サーバ] 等に下記のとおり公序良俗に反する情報が掲載されていますので、当該情報について利用者との間の契約や利用に関する取り決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所		URL:
		その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、掲示板内の
		書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報		例)爆発物の不正製造に関する書き込み
	分類の種類	■ ①情報自体から違法行為を直接かつ明示的に請負・仲介・
公定		誘引等する情報
人		□ ②人を自殺に誘引・勧誘する情報
俗	上記分類にあてはまる	例)上記掲示板において「大量殺人に使える爆弾の作り方を解
反	と判断した理由	説します。」等爆発物の不正製造を誘引する情報が具体的に記
する		載されていることから、違法行為を直接かつ明示的に誘引する
<u>が</u>		情報であると判断。
公序良俗に反するか否かの判断理由		
) õ		
半川		
単		

問い合わせ先

担当部署〇〇県〇〇警察署〇〇〇課担当者〇〇係警部補〇〇〇〇電話番号〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇ファックス〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

(インターネット・ホットラインセンター) 公序良俗に反する情報の対応依頼書

> 整 理 番 号 年 月 日

[プロバイダ又は電子掲示板の管理者等の名称] 御中

インターネット・ホットラインセンター 連絡先(e-mail アドレス) 担当者氏名 確認者氏名

【公序良俗に反する情報】の通知書兼対応依頼書

あなたが管理する [サイト/電子掲示板/サーバ] 等に下記のとおり公序良俗に反する情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報について<u>送信を防止する措置等の自主的対応や利用者と</u>の間の契約や利用に関する取り決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所		URL:
		その他情報の特定に必要な情報:(掲示板の名称、
		掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載され	いている情報	例) 爆発物の不正製造に関する書き込み
公皮	分類の種類	■ ①情報自体から違法行為を直接かつ明示的に請負・仲介・誘引
良		等する情報
俗		□ ②違法情報該当性が明らかであると判断することは困難である
反		が、その疑いが相当程度認められる情報
する		□ ③人を自殺に誘引・勧誘する情報
か	上記分類にあてはまる	例)上記掲示板において「大量殺人に使える爆弾の作り方を解説し
否	と判断した理由	ます。」等爆発物の不正製造を誘引する情報が具体的に記載されて
0		いることから、違法行為を直接かつ明示的に誘引する情報であると
公序良俗に反するか否かの判断理由		判断。
理		
曲		

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト (https://www.internethotline.jp/)の問い合わせフォームから行うことができます。